

立川市下水道事業経営戦略

(令和7(2025)年度~令和16(2034)年度)



令和7(2025)年3月



立川市

目次

第1章 事業概要.....	1
1. 事業の現況.....	1
① 施設.....	1
② 使用料.....	2
③ 組織.....	3
2. 民間活力の活用等.....	3
3. 経営比較分析表を活用した現状分析.....	4
4. 経営指標の現状分析.....	4
第2章 将来の事業環境.....	5
1. 処理区域内人口の予測.....	5
2. 有収水量の予測.....	5
① 普及率.....	5
② 水洗化率.....	5
③ 有収率.....	5
④ 有収水量の予測.....	6
3. 使用料収入の見通し.....	7
4. 施設の見通し.....	8
① 管渠.....	8
② ポンプ場.....	8
5. 組織の見通し.....	8
6. 経営指標の見通し.....	9
第3章 経営の基本方針.....	10
1. 基本理念.....	10
2. 基本方針.....	10
第4章 投資・財政計画（収支計画）.....	11
1. 投資・財政計画（収支計画）.....	11
2. 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明.....	11
① 収支計画のうち投資についての説明.....	11
② 収支計画のうち財源についての説明.....	13
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明.....	14
3. 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....	15
① 今後の投資についての考え方・検討状況.....	15
② 今後の財源についての考え方・検討状況.....	16
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況.....	18
第5章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項.....	19
1. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項.....	19
第6章 参考資料.....	21
1. 別紙1：経営比較分析表.....	21
2. 別紙2：投資・財政計画（収益的収支）.....	22
3. 別紙3：投資・財政計画（資本的収支）.....	23

立川市下水道事業経営戦略

団体名：	立川市
事業名：	下水道事業
策定日：	令和7年3月
計画期間：	令和7年度～令和16年度

第1章 事業概要

1. 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和35年5月13日 (供用開始後64年)	法適(全部適用・一部適用)の区分	法適(一部適用)
処理区域内 人口密度	85.4人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有り
処理区数	3処理区 ・多摩川流域下水道北多摩一号処理区 ・多摩川流域下水道北多摩二号処理区 ・多摩川流域下水道多摩川上流処理区		
処理場数	処理場はありません。東京都の以下の水再生センターにて処理を行っています。 ・北多摩一号処理区：北多摩一号水再生センター(府中市) ・北多摩二号処理区：北多摩二号水再生センター(国立市) ・多摩川上流処理区：多摩川上流水再生センター(昭島市)		
広域化・共同化・ 最適化実施状況 *1	下水処理の環境基準を達成し、効率的かつ安定した事業運営を行うために、令和6(2024)年3月より、立川市単独処理区を北多摩二号処理区へ編入いたしました。		

*1

「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指します。

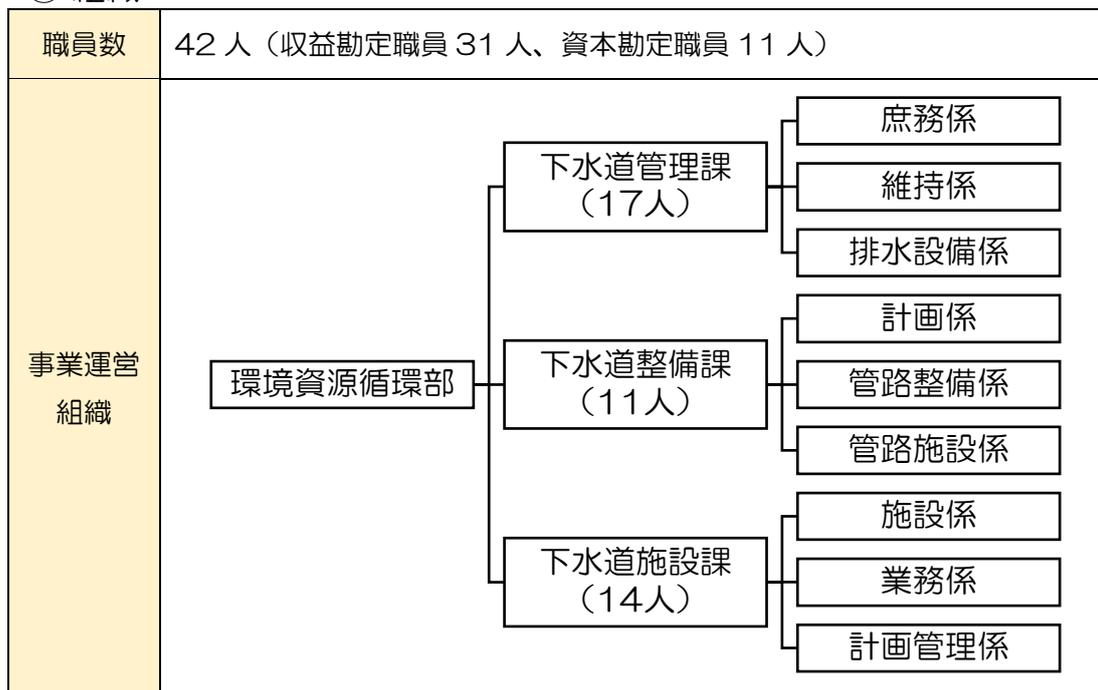
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指します。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	<p>水道水をご利用の場合、下水道使用量（汚水排出量）は、水道使用量と同量とみなして算出します。</p> <p>水道水以外の水（井戸水、雨水等）を公共下水道に排出する場合は、量水器の設置等により排出量を算定します。</p> <p>一般汚水の使用料は、基本使用料と従量使用料の合計額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額となります。</p> <p>基本使用料は、1ヵ月あたり530円です。ただし、使用日数が15日以下のときは、その100分の50に相当する額となります。従量使用料は、10立方メートルを超える1ヵ月あたり汚水量に応じた金額となります。</p> <p>本市における一般家庭用の使用料は以下の表のとおりです。</p> <p>【下水道使用料（1ヵ月分）平成9年6月1日改正】（税抜）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>汚水量</th> <th>基本使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 m³以下</td> <td>530円</td> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>従量使用料</th> </tr> <tr> <td>10 m³を超え20 m³までの分</td> <td>1 m³につき 75円</td> </tr> <tr> <td>20 m³を超え50 m³までの分</td> <td>1 m³につき 115円</td> </tr> <tr> <td>50 m³を超え100 m³までの分</td> <td>1 m³につき 150円</td> </tr> <tr> <td>100 m³を超え200 m³までの分</td> <td>1 m³につき 200円</td> </tr> <tr> <td>200 m³を超え500 m³までの分</td> <td>1 m³につき 245円</td> </tr> <tr> <td>500 m³を超え1,000 m³までの分</td> <td>1 m³につき 285円</td> </tr> <tr> <td>1,000 m³を超える分</td> <td>1 m³につき 325円</td> </tr> </tbody> </table>		汚水量	基本使用料	10 m ³ 以下	530円	汚水量	従量使用料	10 m ³ を超え20 m ³ までの分	1 m ³ につき 75円	20 m ³ を超え50 m ³ までの分	1 m ³ につき 115円	50 m ³ を超え100 m ³ までの分	1 m ³ につき 150円	100 m ³ を超え200 m ³ までの分	1 m ³ につき 200円	200 m ³ を超え500 m ³ までの分	1 m ³ につき 245円	500 m ³ を超え1,000 m ³ までの分	1 m ³ につき 285円	1,000 m ³ を超える分	1 m ³ につき 325円
	汚水量	基本使用料																				
	10 m ³ 以下	530円																				
	汚水量	従量使用料																				
	10 m ³ を超え20 m ³ までの分	1 m ³ につき 75円																				
	20 m ³ を超え50 m ³ までの分	1 m ³ につき 115円																				
	50 m ³ を超え100 m ³ までの分	1 m ³ につき 150円																				
	100 m ³ を超え200 m ³ までの分	1 m ³ につき 200円																				
	200 m ³ を超え500 m ³ までの分	1 m ³ につき 245円																				
	500 m ³ を超え1,000 m ³ までの分	1 m ³ につき 285円																				
1,000 m ³ を超える分	1 m ³ につき 325円																					
業務用使用料体系の概要・考え方	同上																					
その他の使用料体系の概要・考え方	<p>浴場汚水の使用料は、1ヵ月当たり汚水量1 m³につき26円の従量使用料に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額となります。</p>																					
条例上の使用料 *2 (20 m ³ あたり)	令和5年度	1,280円																				
	令和4年度	1,280円																				
	令和3年度	1,280円																				
実質的な使用料 *3 (20 m ³ あたり)	令和5年度	2,189円																				
	令和4年度	2,202円																				
	令和3年度	2,138円																				

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20 m³あたりの使用料をいいます。
 *3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいいます。

③ 組織



2. 民間活力の活用等

民間活用 の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	<p>下水道使用料徴収業務については、東京都水道局に委託を行っています。</p> <p>また、錦町ポンプ場や柏町汚水中継ポンプ場、上砂町雨水ポンプ場の運転管理などについては、民間事業者に委託を行っています。</p>
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資産活用 の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）*4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）*5	該当ありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指します。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指します（単純な売却は除く）。

3. 経営比較分析表を活用した現状分析

P21「別紙1：経営比較分析表（令和5年度決算）」をご参照ください。

4. 経営指標の現状分析

令和2（2020）年度以降の、経常収支比率、経費回収率の状況は以下のとおりです。

経営指標	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
経常収支比率	111.7%	108.5%	112.8%	110.9%
経費回収率	122.1%	114.3%	123.3%	119.3%

経営の健全性を示す経常収支比率は、下水道使用料の減少や営業費用の増加等により年度ごとに増減していますが、健全経営の水準とされる100%を上回っています。

使用料水準の妥当性を示す経費回収率は、事業に必要な費用を下水道使用料で賄えている状況とされる100%を上回る水準で推移しています。

【参考：各経営指標の算出式】

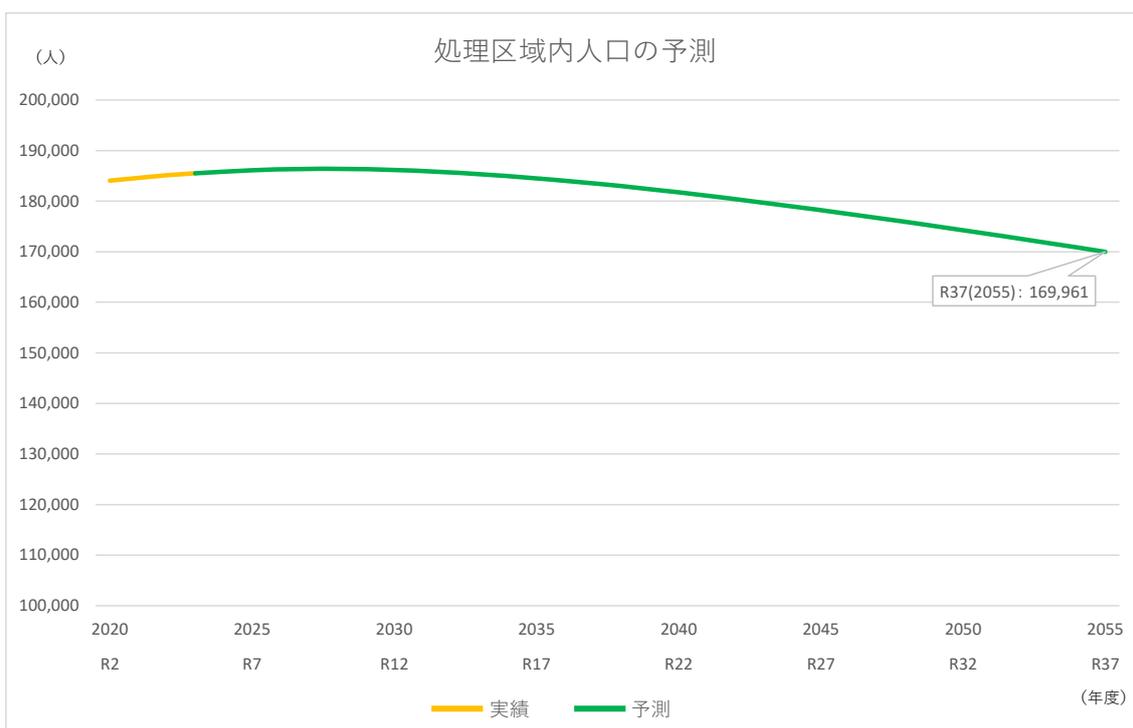
$$\text{経常収支比率（\%）} = \text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$$

$$\text{経費回収率（\%）} = \text{下水道使用料} \div \text{汚水処理費（公費負担分除く）} \times 100$$

第2章 将来の事業環境

1. 処理区域内人口の予測

処理区域内人口は、普及率 100%の前提のもと、「立川市第5次長期総合計画前期基本計画」にある「総人口の将来見通し」と同様に推移するものとしてしています。



2. 有収水量の予測

① 普及率

本市における令和5（2023）年度の普及率は 100%であるため、今後この状況を維持していくことを見込んでいます。

② 水洗化率

本市における令和5（2023）年度の水洗化率は 99.8%と、ほぼ 100%に近似した状況であり、今後この状況が続くことを見込んでいます。

③ 有収率

年度により多少の増減はあるものの、85%～90%程度の現状の有収率を今後も維持していくことを見込んでいます。

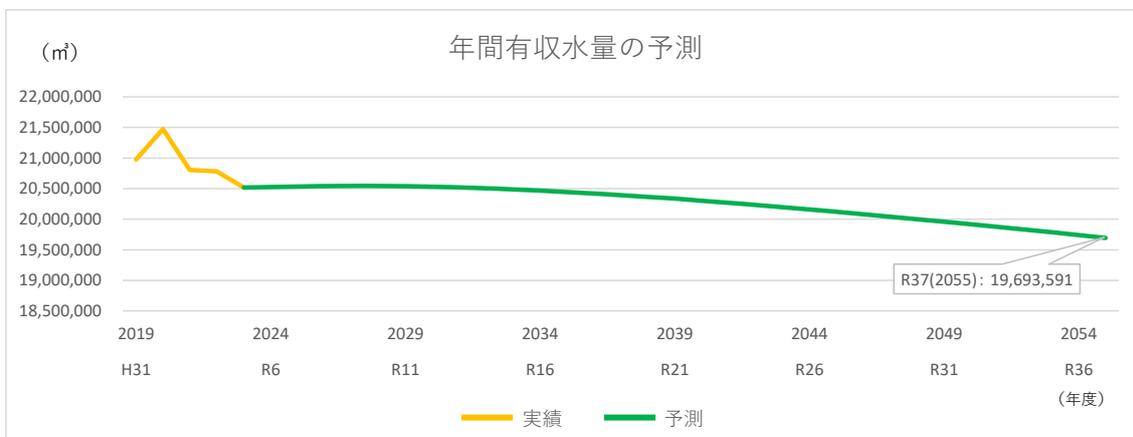
④ 有収水量の予測

本市は、立川駅周辺地域を中心に交通結節点として恵まれた立地条件にあって商業・業務機能が集積しており、令和2（2020）年度以降、新型コロナウイルスの影響に伴う人流の変化により、主に大規模商業施設等の有収水量（注1）が減少しました。

新型コロナウイルスの終息後の有収水量は回復基調にあるものの、令和5（2023）年度において完全に回復するには至っていません。また、節水意識の定着、節水機器の普及などによる有収水量の減少も見込まれています。

今後の有収水量は、コロナ禍以前の水準まで回復するものと想定しつつ、処理区域内人口の予測の増減に伴い変動するものとしたうえで、将来においても普及率、水洗化率、有収率は同様に推移することを前提として、将来における有収水量を算出しています。

この場合、30年後の令和37（2055）年度には、令和7（2025）年度の予測値 20,405 千 m^3 から、19,694 千 m^3 まで減少することが見込まれます。



（注1）
有収水量とは、下水で処理した汚水のうち、下水道使用料収入の対象となる水量をいいます。

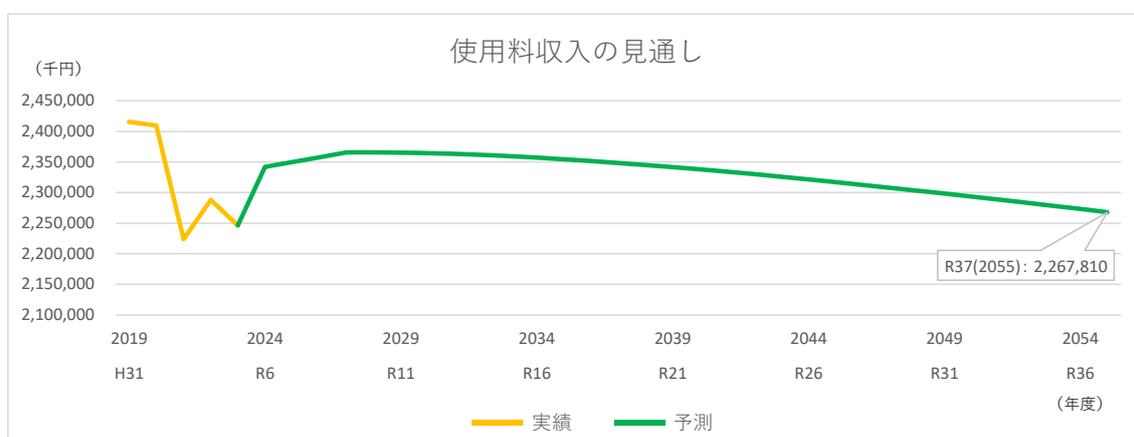
3. 使用料収入の見通し

使用料収入は下記の算式で推計を行っています。

$$\boxed{\text{有収水量}} \times \boxed{\text{使用料単価}} = \boxed{\text{使用料収入}}$$

使用料収入は新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2（2020）年度から大幅に減少しましたが、現状は回復基調にありますので、使用料単価はコロナ禍前の平成31（2019）年度の水準が継続していくものとしています。

今後、30年後の令和37（2055）年度には、令和7（2025）年度の予測金額 2,350 百万円（税抜）から 2,268 百万円まで減少することが見込まれます。



4. 施設の見通し

① 管渠

本市においては管渠の整備は概ね完了しており、今後は管渠の老朽化が進んでいくことが想定されます。本市では現在、平成 29（2017）年度に策定した「立川市下水道管路施設長寿命化計画」に基づき緑川幹線の老朽化対策に着手しており、令和 3（2021）年度からは「立川市下水道ストックマネジメント計画」に基づき継続して老朽化対策への取組を進めています。

また、空堀川流域では、令和 4（2022）年度より東京都が広域雨水幹線の工事に着手しており、今後は、広域雨水幹線に接続する公共下水道の整備に向けて準備を進めます。

② ポンプ場

流域編入後も錦町ポンプ場で利用する施設については、現在耐震化がされていないため、今後施設の耐震化を進める必要があります。また、特に老朽化が進行している雨水ポンプ施設に関しては、施設の更新を含め検討していきます。

さらに、流域編入によって不用となる施設については、雨水ポンプ施設の老朽化対策に合わせて順次撤去を進めてまいります。

5. 組織の見通し

現状の体制を基本とし運営する見通しですが、施設維持管理のための計画的な点検・調査及び修繕など老朽化対策や、流域編入後の課題となっている不明水対策への取組が必要となります。

また、今後については、維持管理、事業運営に係る職員の負担軽減や、民間事業者が有する新技術等の活用による事業運営の効率化等のため、包括的な官民連携の取組（ウォーターPPP）（注 2）について検討します。

（注 2）

ウォーターPPPとは、官民連携で公共施設を管理するPPP（Public Private Partnership）の一種であり、公共施設の所有権は公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式である公共施設等運営事業（コンセッション方式）と従来から実施されている複数年度・複数業務発注の包括的民間委託に施設の更新を加えた管理・更新一体マネジメント方式の総称です。ウォーターPPPの導入によって下水道事業者は、維持管理・事業運営業務にかかる職員の負担の軽減や、民間事業者が有する新技術等の活用による事業運営の効率化等が期待できます。

6. 経営指標の見通し

本経営戦略の計画期間における、経営指標の見通しは以下のとおりです。

経営指標	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度	令和15 (2033) 年度	令和16 (2034) 年度
経常収支比率	107.6%	106.5%	106.1%	105.7%	105.0%	104.5%	102.4%	102.0%	103.4%	103.0%
経費回収率	115.2%	112.6%	111.6%	110.6%	109.1%	107.8%	103.2%	102.3%	105.1%	104.4%

経常収支比率は、健全経営の水準とされる 100%を上回ることが想定されていますが、維持管理費用等の上昇に伴い減少傾向にあります。

経費回収率は、計画期間最終年度である令和16(2034)年度において、事業に必要な費用を下水道使用料で賄えている状況とされる 100%を上回る水準となる見込みですが、維持管理費用等の上昇に伴い減少傾向にあります。

第3章 経営の基本方針

1. 基本理念

下水道は、生活環境の改善や浸水の防除等、市民生活や社会活動を支える都市施設として重要な役割を担っています。近年では、自然現象や社会情勢の変化により、下水道に求められる役割が多様化しているなか、快適な生活環境の形成、安全・安心な暮らしの実現、持続可能な経営基盤の強化を図ることが重要となっています。

これらを踏まえ、本市下水道の基本理念を「やすらぎと快適な生活環境を支える下水道」と定めます。

基本理念

やすらぎと快適な生活環境を支える下水道

2. 基本方針

基本理念をもとに、本市の下水道が目指す方向として、3つの基本方針を掲げます。

○良好な生活環境づくり

公衆衛生の保全など下水道が果たすべき機能を持続させるとともに、水循環社会の形成に努め、誰もが衛生的で快適に暮らせる環境づくりを推進します。

○安全・安心な暮らし

豪雨による浸水被害の軽減や地震に対する備えを強化することにより、市民の生命と財産を自然災害から守ります。

○安定した下水道経営

快適な市民生活を支える下水道サービスを持続的に提供していくために、下水道施設を適正かつ合理的に管理し、次世代に引き継ぐ健全な経営基盤を構築します。

第4章 投資・財政計画（収支計画）

1. 投資・財政計画（収支計画）

P22「別紙2：投資・財政計画（収益的収支）」及び P23「別紙3：投資・財政計画（資本的収支）」をご参照ください。

2. 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目標	下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理することを目的とした「立川市下水道ストックマネジメント計画」に基づき改築（更新・長寿命化対策）等を実施します。また、流域編入後、課題となっている不明水対策や広域雨水幹線の整備を含めた計画的・効率的な雨水管の整備を引き続き進めて行きます。
----	--

○管渠、処理場等の建設及び更新に関する事項

汚水管の整備率が市全体で約96%となっており、残る汚水管の整備は、都市計画道路等、新たな道路築造やまちづくりの進捗にあわせて進める必要があります。

○広域化・共同化・最適化に関する事項

単独処理区の下水を処理していた錦町下水処理場は、供用開始から50年以上が経過し、老朽化対策や高度処理の全面的導入には、現在の敷地では敷地面積が不足するとともに、整備には多額の財源が必要となる状況でした。

そこで、環境基準を達成し、効率的かつ安定した事業運営を行うために、流域下水道北多摩二号処理区への編入を実施することとなり、令和6（2024）年6月に流域編入事業が完了しました。これにより、旧単独処理区の下水は、高度処理に対応する東京都の北多摩二号水再生センターで処理されることになりました。

○投資の平準化に関する事項

（1）維持管理

これまでは下水道の普及推進のため、下水道管や下水処理場、ポンプ場等の施設の建設が進められてきましたが、必要な建設事業が一段落した今後は、施設を適切に管理・運用していく必要があります。より計画的かつ効率的に各施設を維持するため「立川市下水道ストックマネジメント計画」に基づく点検・調査等を実施することで、持続可能な下水道サービスを提供して行きます。

（2）老朽化対策

本市の下水道は、昭和30（1955）年度より整備を行っており、標準耐用年数（50年）を経過した下水道管が増加しています。このため、施設の点検や調査により下水道管の劣化状況を的確に把握し、その結果に基づき、ライフサイクルコストの最小化や事業費の平準化を考慮し計画的に老朽化対策を進める目的で、平成29（2017）年度に策定した「立川市下水道管路施設長寿命化計画」をさらに発展させた「立川市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、老朽化対策を進めています。

（3）不明水対策

不明水（注3）は安定的な下水処理に影響を及ぼし、処理費用を増大させることから、不明水対策に取り組む必要があります。合流式地区については、目視調査やテレビカメラ調査により地下水の浸入箇所を特定し、下水道管の継ぎ手部の補修や管更生を行うとともに、マンホールの補修を行っており、分流式地区については、污水管への雨水の流入を防ぐ密閉式蓋の污水ますの整備を行っています。今後も継続して対策を進めていきます。

（注3）

「不明水」とは、污水の処理水から、使用料対象水、区域外受け入れ污水、その他経費負担すべき者が明らかなものを除いたものをいいます。

○防災・安全対策に関する事項における浸水対策

近年、局地的豪雨による浸水被害が全国で多発しており、都市化により地中へ浸透する雨の量が減少し、下水道へ流入する雨水が増加していることも浸水被害が発生する要因の一つとなっています。これらの状況から浸水被害の軽減を図るため、雨水管の整備や雨水浸透施設の設置等を推進します。

② 収支計画のうち財源についての説明

目標	<p>下水道使用料を基本とし、一般会計からの繰入金である雨水処理負担金などを確保しつつ、国庫補助対象事業を優先的かつ重点的に取り組み、さらに投資については企業債を活用します。また、将来の改築・更新費用の増大に備えた資金を確保するため、未処分利益剰余金については、災害時などにおける減収などに備え、一定の額を未処分利益剰余金としてそのまま留保することとし、それを超える部分は、建設改良積立金に積み立てることとします。</p>
----	---

○投資による財源

国庫補助金や都補助金を積極的に活用しつつ、企業債については、原則として起債対象額の全額に充当することとします。また、企業債償還期間については最長40年とし、耐用年数等により短期の借り入れとすることとします。なお、今後、企業債の償還金が年度間において過大の負担とならないよう、未処分利益剰余金として留保する額を超えた部分について、建設改良積立金として積み立てることで、財源として活用を図ることとします。

○下水道使用料

「立川市第5次長期総合計画前期基本計画」の人口の見通しにおいて、今後本市の総人口は横ばいから減少局面に転じると見込まれており、水洗化率もほぼ100%に達していることや節水意識の定着、節水機器の普及などにより、下水道使用料収入についても減少傾向となることが見込まれています。

○一般会計からの繰入金である雨水処理負担金や一般会計負担金

地方公営企業繰出基準に基づき繰り入れることを基本としつつ、その額については、毎年度の予算において調整を図ることとします。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○収益的支出（注4）

令和6（2024）年3月、立川市単独処理区を北多摩二号処理区へ編入したことにより、処理場管理運営費から錦町ポンプ場の維持管理費や流域下水道の維持管理負担金へ移行しました。また、「立川市下水道ストックマネジメント計画」に基づく老朽化対策や労務費（人件費）及び資材費等の上昇による経費の増加が見込まれています。

（注4）

「収益的支出」とは、一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益である収益的収入に対応する全ての費用をいいます。

なお、資本的収支は、企業の将来の経営活動に備えておこなう建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの資本的支出と、その財源となる資本的収入を指します。

○企業債の元金償還金

流域編入事業の完了に伴い、企業債の元金償還金は増加傾向となっています。今後も、施設の老朽化対策、空堀川流域における広域雨水幹線整備等に対する企業債の活用により償還額への影響が見込まれています。

3. 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>令和6（2024）年度の流域編入により、旧単独処理区の下排水は、東京都の北多摩二号水再生センターにおいて処理されることになりましたが、今後も東京都や多摩地域の市町村との連携等、広域化・共同化・最適化について検討していきます。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>下水道施設の維持管理及び老朽化に対して、「立川市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理していきます。</p>
<p>民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）</p>	<p>令和6（2024）年度国土交通省の事業である「下水道事業における PPP/PFI の案件形成に関する方策検討（モデル都市に対する支援）」においてモデル都市に選定されており、官民連携（ウォーターPPP）の導入について検討を行っていきます。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>流域編入後、錦町ポンプ場で利用する施設の耐震化や不用となる施設の撤去についての検討を進めて行く必要があります。</p>

② 今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>本市では、平成9（1997）年度以降、消費税率の変更に伴う場合を除き使用料の改定は行っていませんが、動力費、修繕費、委託料等の大幅な上昇による事業費の増加や、流域下水道事業において赤字決算（令和7年度予算で約30億円の欠損金が生じる見通し）が続いていることによる維持管理負担金の処理単価の引き上げ等、状況に大きな変化が生じた場合には、経費回収率100%を上回る水準を確保するために、下水道使用料改定の検討を行う必要があります。</p>
<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	<p>令和5（2023）年度より規則を制定し、下水道事業行政財産の目的外使用について使用料を確保することで、収入増加に取り組めます。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>未処分利益剰余金は、将来の不測の事態に備え事業を持続的に運営していくために一定水準を確保しておくことが必要なもので、一般会計における財政調整基金に相当するものと考えられることから、災害時などにおける下水道使用料の大幅な減収などに備え、下水道事業を継続するための財源として、1年間の下水道使用料（税抜）に相当する約20億円を未処分利益剰余金として留保するものとします。</p> <p>なお、今後、より一層、下水道施設の老朽化対策に取り組む必要があることや、企業債の償還金が年度間において過大の負担とならないよう、未処分利益剰余金として留保する金額を超えた分については、建設改良積立金として積み立てることにより、財源として活用を図ることとします。</p> <p>また、公共施設整備基金（下水道分）についてですが、下水道使用料の剰余分の一部を積み立てていたこれまでの経緯を踏まえ、下水道事業の資本費である減価償却費及び減価償却の前倒し処理である減損損失や除却費等の財源として活用します。</p>

○経費回収率向上に向けたロードマップ

流域編入後の経営状況や物価上昇による事業費の大幅な増加、流域下水道維持管理負担金の処理単価の引き上げ等、状況に大きな変化が生じた場合、事業に必要な費用を下水道使用料で賄えている状況とされる経費回収率 100%を上回る水準を確保するために、下水道使用料改定の検討を行います。

今後、汚水処理原価の見直しを行い、動力費、修繕費及び委託費に関する経費削減等の検討を継続的に進めることで、令和7（2025）年度以降の経費回収率について、100%以上を確保しつつ、毎年1%改善することを目指し、計画期間の最終年度の令和16（2034）年度の経費回収率の目標値を105.4%とします。

経営指標 実施事項	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度	令和15 (2033) 年度	令和16 (2034) 年度
投資・財政計画 に基づく 経費回収率	115.2%	112.6%	111.6%	110.6%	109.1%	107.8%	103.2%	102.3%	105.1%	104.4%
想定される事項						経営戦略 の 中間検証				
	物価上昇による動力費・修繕費・委託料等の増加 流域下水道の維持管理負担金・処理単価の引き上げ									
想定される事項 への対応	下水道使用料改定の検討（使用料対象経費に資産維持費を含む）									
	省エネルギー型設備の導入等、経費節減についての検討									
	「立川市下水道ストックマネジメント計画」に基づく計画的・効率的な修繕・改築の実施 委託内容の見直しや事業の効率化等による経費節減についての検討									
経費回収率 の目標値	116.2%	113.6%	112.6%	111.6%	110.1%	108.8%	104.2%	103.3%	106.1%	105.4%

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 （包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）</p>	<p>他団体の取組状況を踏まえ、民間活力の活用についての検討を進めます。 今後については、維持管理、事業運営に係る職員の負担軽減や、民間事業者が有する新技術等の活用による事業運営の効率化等のため、包括的な官民連携の取組（ウォーターPPP）について検討いたします。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>施設維持管理のための計画的な点検・調査及び修繕など老朽化対策や、流域編入後の課題となっている不明水対策への取組が必要なことから、組織及び職員配置の検討を進めます。また、包括的な官民連携の取組も踏まえて、組織及び職員配置の検討を進めます。</p>
<p>動力費に関する事項</p>	<p>ポンプ施設等の更新にあわせて省エネルギー型設備の導入等、経費節減についての検討を進めます。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>下水道施設の維持管理及び老朽化に対して、「立川市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理して行きます。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>委託内容の見直しや事業の効率化等による経費節減についての検討を進めます。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>不明水対策を進めることで、有収率の向上、流域下水道の維持管理負担金の削減、管渠施設の維持管理費の抑制につなげていきます。</p>

第5章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

1. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

「経営戦略」は策定して終わりではなく、毎年度、進捗管理を行うとともに、3～5年毎に成果を検証した上で、改定していく必要があります。

検証・改定にあたっては、「投資・財政計画」と実績とのかい離及びその原因を分析し、その結果を企業経営や「経営戦略」の改定に反映させる「計画策定(Plan)－実施(Do)－検証(Check)－見直し(Action)」のPDCAサイクルを導入します。

毎年実施する進捗管理において、投資・財政計画と実績との大幅なかい離や他の計画との内容の不整合が生じた場合には、かい離や原因についての検証・評価を行いつつ、投資・財政計画の修正を検討することとします。

中間見直し及び改定を行った場合には、議会に報告するとともに、市のWebサイト等にて住民に公表します。

進捗管理、検証及び改定について、以下のように行っていきます。

項目	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度	令和15 (2033) 年度	令和16 (2034) 年度
進捗管理 (モニタリング)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
検証・見直し (ローリング)					中間					改定



第6章 参考資料

1. 別紙1：経営比較分析表

経営比較分析表（令和5年度決算）

東京都 立川市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Ab	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	72.82	100.00	90.20	1,408

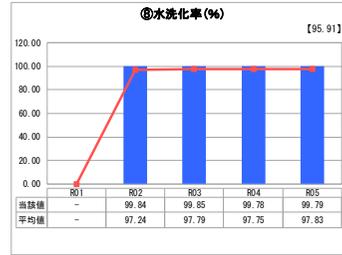
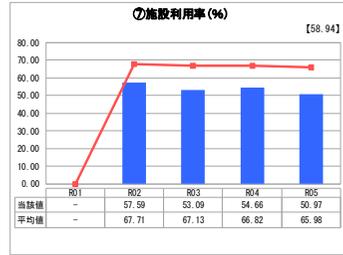
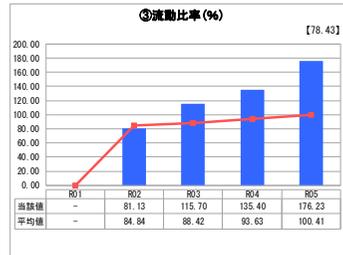
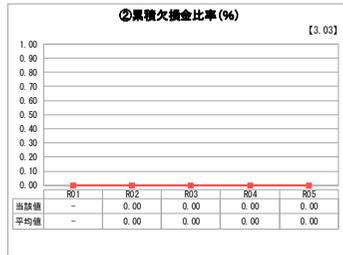
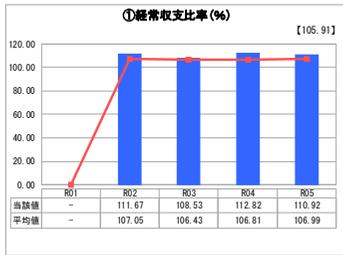
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
185,825	24.36	7,628.28
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
185,737	21.75	8,539.63

グラフ凡例

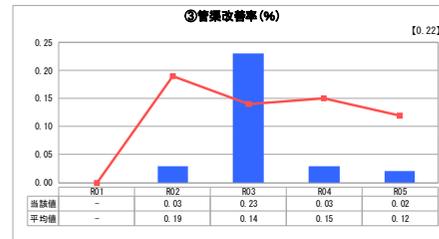
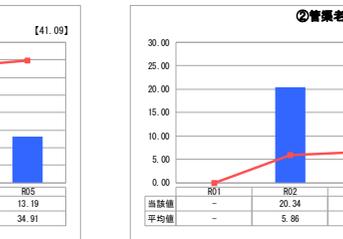
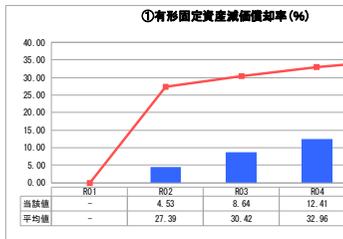
- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析補

1. 経営の健全性・効率性について

①の「経常収支比率」は111%となっており、単年度の収支が黒字となっています。新型コロナウイルス感染症の影響で、下水道使用料が減少していますが、回復基調にあり全国平均や類似団体平均を上回っています。②の「累積欠損金比率」は1%となっており、回復基調にあり全国平均や類似団体平均を上回っています。③の「流動比率」は176%となっており、回復基調にあり全国平均や類似団体平均を上回っています。④の「企業債残高対事業規模比率」は、企業債の償還による低減で平均値の約半分であり、良好な状況にあります。⑤の「経費回収率」は119%と全国平均値を上回っており、⑥の「汚水処理原価」は全国平均値を下回っていることから健全な経営状況であると考えられます。⑦の「施設利用率」は平均を下回っていますが、下水処理の環境基準を達成し、効率的かつ安定した事業運営を行うために、令和6年3月より、立川市単独処理区を北多摩二号処理区へ編入しました。⑧の水洗化率はほぼ100%に到達しています。

以上の指標の分析結果から、立川市の経営の健全性・効率性ともに問題ないと考えます。

2. 老朽化の状況について

昭和30年度より下水道事業に着手し、下水道管渠の整備を進めてきましたが、令和5年度末現在、全体管渠のうち約25%が標準耐用年数(50年)を経過しており、管渠の老朽化が進んでいます。①の「有形固定資産減価償却率」は全国平均値を大きく下回っています。これは法適用以前の減価償却累計額を取得価額から控除しているため、実際には指標以上に老朽化が進んでいます。②の「管渠老朽化率」が25%で全国平均値を上回っています。一方③の「管渠改善率」は0.02%で全国平均値を下回っています。今後は施設の点検や調査により下水道管渠の老朽化状況を的確に把握し、その結果に基づき、ライフサイクルコストの最小化や事業費の平準化を考慮し計画的に老朽化対策を進める目的で策定した「立川市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、老朽化対策を進めていきます。

全体総括

立川市の下水道事業は、現状では経営の健全性・効率性ともに問題ないと考えられます。しかし今後は人口減少や節水型社会への変化等により、下水道使用料の減収が予想される一方、標準耐用年数を経過した管渠などの割合は25%を超えつつ増加しており、施設の老朽化対策は今後の課題となっています。令和2年度に公営企業会計に移行しており、下水道事業経営戦略や下水道ストックマネジメント計画に基づき、適正な施設管理と持続可能で安定した下水道経営を図ります。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

2. 別紙2：投資・財政計画（収益の収支）

（単位：千円、％）

区 分		2023年度 (令和5年度) [決算]	2024年度 (令和6年度) [決算見込]	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)	2032年度 (令和14年度)	2033年度 (令和15年度)	2034年度 (令和16年度)	
収 益	1. 営 業 収 益 (A)	3,507,749	4,065,097	4,071,457	4,131,228	4,160,489	4,178,343	4,213,946	4,243,381	4,469,162	4,486,042	4,294,423	4,315,293	
	(1) 料 金 収 入	2,245,987	2,341,910	2,349,777	2,357,643	2,365,510	2,365,617	2,365,230	2,364,426	2,363,176	2,361,539	2,359,509	2,357,003	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	14,567	9,091	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	12,173	12,173	8,000	8,000
	(3) そ の 他	1,247,195	1,714,096	1,713,680	1,765,585	1,786,979	1,804,726	1,840,716	1,870,955	2,093,813	2,112,330	1,926,914	1,950,290	
	2. 営 業 外 収 益	1,003,872	1,151,648	1,097,302	1,097,748	1,098,970	1,103,374	1,103,053	1,095,766	1,342,708	1,314,720	1,037,259	1,028,661	
	(1) 補 助 金	150,919	164,953	117,794	117,422	117,123	116,955	116,813	116,768	374,106	374,244	117,139	117,892	
	他 会 計 補 助 金	139,593	116,662	73,826	72,882	72,210	71,665	71,143	70,715	73,567	73,314	69,916	70,272	
	そ の 他 補 助 金	11,326	48,291	43,968	44,540	44,913	45,290	45,670	46,053	300,539	300,930	47,223	47,620	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	847,890	986,359	976,740	977,558	979,079	983,651	983,472	976,230	965,834	937,708	917,352	908,001	
	(3) そ の 他	5,063	336	2,768	2,768	2,768	2,768	2,768	2,768	2,768	2,768	2,768	2,768	
収 入 の 計 (C)	4,511,621	5,216,745	5,168,759	5,228,976	5,259,459	5,281,717	5,316,999	5,339,147	5,811,870	5,800,762	5,331,682	5,343,954		
収 益 の 支 出	1. 営 業 費 用	3,858,699	4,808,021	4,567,810	4,650,575	4,688,372	4,727,952	4,784,594	4,824,355	5,381,360	5,377,039	4,840,043	4,856,057	
	(1) 職 員 給 与 費	220,120	243,329	227,914	231,541	233,928	236,340	238,559	240,799	243,060	245,345	247,653	249,984	
	基 本 給 与 費	109,168	115,787	114,189	116,085	117,333	118,594	119,754	120,925	122,107	123,302	124,508	125,727	
	退 職 給 付 費													
	そ の 他	110,952	127,542	113,725	115,456	116,595	117,746	118,805	119,874	120,953	122,043	123,145	124,257	
	(2) 経 費	1,771,593	2,436,761	2,224,784	2,284,482	2,315,414	2,346,790	2,398,296	2,450,881	3,025,199	3,059,027	2,543,481	2,578,444	
	動 力 費	196,175	92,295	55,671	55,671	55,671	55,671	55,671	55,671	55,671	55,671	55,671	55,671	
	修 繕 費	204,767	356,908	269,719	326,790	329,613	332,463	335,338	338,238	341,165	344,119	347,098	350,105	
	材 料 費	3,173	3,845	3,077	3,077	3,077	3,077	3,077	3,077	3,077	3,077	3,077	3,077	
	そ の 他	1,367,478	1,983,713	1,896,317	1,898,944	1,927,053	1,955,579	2,004,210	2,053,895	2,625,286	2,656,160	2,137,635	2,169,591	
(3) 減 価 償 却 費	1,866,986	2,127,931	2,115,112	2,134,552	2,139,030	2,144,822	2,147,739	2,132,675	2,113,101	2,072,667	2,048,909	2,027,629		
2. 営 業 外 費 用	208,666	299,837	235,289	259,020	268,691	270,773	277,401	285,585	296,203	307,703	318,116	330,576		
(1) 支 払 利 息	155,021	185,766	183,530	207,261	216,932	219,014	225,642	233,826	244,444	255,944	266,357	278,817		
(2) そ の 他	53,645	114,071	51,759	51,759	51,759	51,759	51,759	51,759	51,759	51,759	51,759	51,759		
支 出 の 計 (D)	4,067,365	5,107,858	4,803,099	4,909,595	4,957,063	4,998,725	5,061,995	5,109,940	5,677,563	5,684,742	5,158,159	5,186,633		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	444,256	108,887	365,660	319,381	302,396	282,992	255,004	229,207	134,307	116,020	173,523	157,321		
特 別 利 益 (F)		724,460												
特 別 損 失 (G)	16,865	724,460												
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 16,865													
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	427,391	108,887	365,660	319,381	302,396	282,992	255,004	229,207	134,307	116,020	173,523	157,321		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	1,742,167	1,851,054	2,216,714	2,536,095	2,838,491	3,121,483	3,376,487	3,605,694	3,740,001	3,856,021	4,029,544	4,186,865		
流 動 資 産 (J)	4,138,096	3,528,335	4,668,468	5,165,733	5,639,494	6,164,594	6,760,072	7,323,482	7,863,460	8,270,514	8,687,033	9,173,691		
流 動 負 債 (K)	768,440	336,501	1,075,638	1,138,992	1,147,749	1,167,743	1,239,060	1,262,631	1,346,282	1,302,509	1,218,076	1,239,331		
うち 未 収 金														
うち 建 設 改 良 費 分	1,052,764	1,018,490	1,106,820	1,046,919	985,321	934,895	880,867	853,601	826,434	829,714	835,792	830,337		
うち 一 時 借 入 金														
うち 未 払 金	1,266,450	226,688	325,747	264,699	220,054	247,757	272,649	294,469	288,278	273,286	298,534	335,130		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	3,493,182	4,056,006	4,063,457	4,123,228	4,152,489	4,170,343	4,205,946	4,235,381	4,456,989	4,473,869	4,286,423	4,307,293		
地 方 財 政 法 により 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)														
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)														

3. 別紙3：投資・財政計画（資本的収支）

（単位：千円）

年 度 区 分		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度
		(令和5年度) [決算]	(令和6年度) [決算見込]	(令和7年度)	(令和8年度)	(令和9年度)	(令和10年度)	(令和11年度)	(令和12年度)	(令和13年度)	(令和14年度)	(令和15年度)	(令和16年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債 うち資本費平準化債	1,814,900	1,429,200	1,968,503	1,171,403	697,245	912,180	965,415	1,069,092	1,128,227	1,096,543	1,229,402	1,386,967
	2. 他 会 計 出 資 金	95,520	87,647	71,866	64,355	49,576	46,265	39,785	35,055	28,356	26,283	25,586	24,248
	3. 他 会 計 補 助 金												
	4. 他 会 計 負 担 金	252,776	256,637	218,011	151,702	170,197	184,779	191,143	211,542	192,291	189,224	193,837	200,960
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国（都道府県）補助金	909,744	230,466	180,645	398,228	400,754	441,530	604,403	670,505	571,351	448,351	554,128	744,829
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工 事 負 担 金	7,331							1,035	76	634	2,537	5,707
	9. そ の 他												
	計 (A)	3,080,271	2,003,950	2,439,025	1,785,688	1,317,772	1,584,754	1,800,746	1,987,229	1,920,301	1,761,035	2,005,490	2,362,711
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	3,080,271	2,003,950	2,439,025	1,785,688	1,317,772	1,584,754	1,800,746	1,987,229	1,920,301	1,761,035	2,005,490	2,362,711
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費 うち職員給与費	2,984,751	1,936,303	2,367,159	1,721,333	1,268,196	1,538,489	1,760,961	1,952,173	1,891,946	1,734,753	1,979,904
2. 企 業 債 償 還 金		958,254	1,052,765	1,090,172	1,106,820	1,046,919	985,321	934,895	880,867	853,601	826,434	829,714	835,792
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金													
4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
5. そ の 他													
計 (D)		3,943,005	2,989,068	3,457,331	2,828,153	2,315,115	2,523,810	2,695,856	2,833,040	2,745,547	2,561,187	2,809,618	3,174,255
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	862,734	985,118	1,018,306	1,042,465	997,343	939,056	895,110	845,811	825,246	800,152	804,128	811,544	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	680,677	871,250	1,018,306	1,042,465	997,343	939,056	895,110	845,811	825,246	800,152	804,128	811,544
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額												
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他	182,057	113,868										
計 (F)	862,734	985,118	1,018,306	1,042,465	997,343	939,056	895,110	845,811	825,246	800,152	804,128	811,544	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	16,319,718	16,696,153	17,574,484	17,639,067	17,289,393	17,216,252	17,246,772	17,434,997	17,709,623	17,979,732	18,379,420	18,930,595	

○他会計繰入金

（単位：千円）

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 益 的 収 支 分		1,386,531	1,830,145	1,786,998	1,837,959	1,858,679	1,875,881	1,911,350	1,941,161	2,166,870	2,185,134	1,996,321	2,020,052
	うち基準内繰入金	1,325,640	1,779,257	1,745,587	1,796,979	1,818,007	1,835,472	1,871,162	1,901,108	2,123,699	2,141,963	1,956,321	1,980,052
	うち基準外繰入金	60,891	50,888	41,411	40,980	40,672	40,409	40,188	40,053	43,171	43,171	40,000	40,000
資 本 的 収 支 分		348,296	344,284	289,877	216,057	219,773	231,044	230,928	246,596	220,647	215,507	219,423	225,208
	うち基準内繰入金	60,429	59,733	52,882	47,640	35,254	32,794	32,067	29,717	28,356	26,283	25,586	24,248
	うち基準外繰入金	287,867	284,551	236,995	168,417	184,519	198,250	198,861	216,879	192,291	189,224	193,837	200,960
合 計	1,734,827	2,174,429	2,076,875	2,054,016	2,078,452	2,106,925	2,142,278	2,187,757	2,387,517	2,400,641	2,215,744	2,245,260	



立川市下水道事業経営戦略

発行年月 令和7（2025）年3月
発行 立川市環境資源循環部下水道管理課
〒190-8666 東京都立川市泉町1156番地の9
電話 042-523-2111（代表）
FAX 042-524-2603